

令和6年能登半島地震 又は

令和6年能登半島地震の被災地域において令和6年9月20日からの大雨により被災した農業者被災された農業者の皆様へ

令和6年能登半島地震又は令和6年能登半島地震の被災地域において令和6年9月20日からの大雨による被災農業法人等の経営者や従業員等の就業の場を確保するとともに、営農再開後の経営に役立つ研修を支援します。

雇用就農資金（被災農業者向け雇用就農促進支援）

農業法人等が、被災した農業者を新たに雇用する場合に支援

内容

農業法人等が被災農業者等を一時的に雇用して研修する場合に資金を交付

- ・支援単価：年間最大120万円
- ・支援期間：最長2年間

＜被災した農業者を受け入れる農業法人等の主な要件＞

- 1 概ね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）であること（全国どこでも可）
- 2 被災農業者等と3ヶ月以上の雇用契約を締結すること
- 3 被災農業者等を農畜産物の生産や加工販売等の業務に従事させ、営農再開後の経営発展に必要な技術、経営力等を習得させるための実践的な研修を行えること
- 4 労働保険（雇用保険、労災保険）に加入すること
農業法人は社会保険（厚生年金保険、健康保険）に加入すること
- 5 本事業と重複する国による助成を受けていないこと

＜被災農業者等に関する主な要件＞

- 1 被災以降に農業法人等に採用された者であること
- 2 人・農地プランまたは地域計画に位置づけられた者、もしくは位置づけられることが見込まれる者、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている者、及びこれらに属する者であること
- 3 研修終了後に営農する意思を有する者であること

雇用就農資金（次世代経営者育成派遣研修タイプ）

被災農業法人等が、従業員を雇用したまま他の農業法人等に派遣する場合に支援

内容

被災農業法人等が、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を助成

- ・支援単価：年間最大120万円
〔対象経費〕
研修に係る経費（転居費、住居費、通勤に係る交通費、受入法人に支払う研修負担金、代替職員の賃金など）
- ・支援期間：3ヶ月～2年間

＜派遣元法人等の主な要件＞

- 1 概ね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）であること（被災による休業は可）
- 2 派遣する職員を研修終了後1年以内に役員又は部門責任者等に登用することを確約していること（農業者の場合は、経営を継承すること又は経営を法人化した上で役員等に登用すること）

＜受入法人の主な要件＞

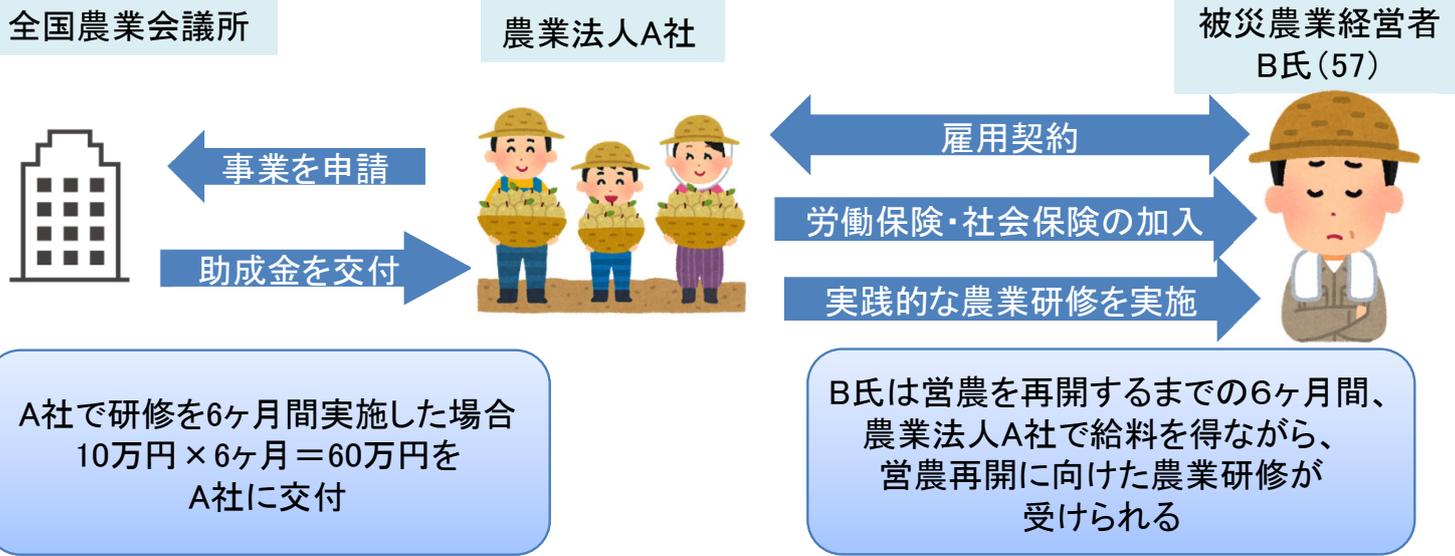
- 1 次世代の経営者になるために必要な経営力等を習得させるため実践的な研修を行えること（全国どこでも、農業法人以外でも可）
- 2 派遣元農業法人等と協議の上、人材育成を目的とした出向契約を結び、労働保険（雇用保険、労災保険）に加入させること

＜派遣職員に関する主な要件＞

- 1 派遣元農業法人等の役員並びに正社員等（代表者は除く）又は農業者の後継者で既に就農し経営に参画していること
- 2 原則55歳未満の者であること
- 3 研修終了後、派遣元農業法人等において、経営の中核を担う意欲を有していること

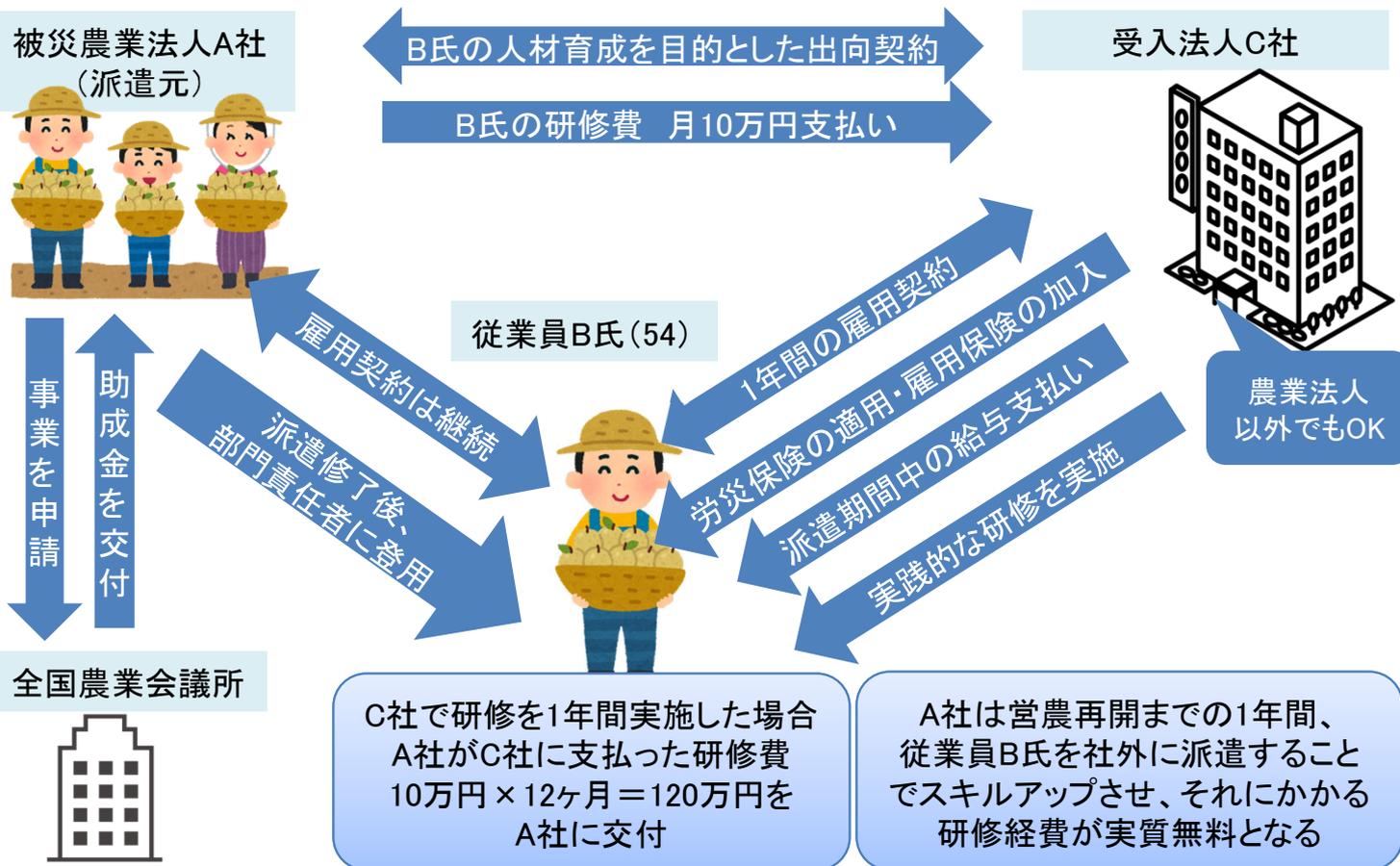
活用例：雇用就農資金（被災農業者向け雇用就農促進支援）

岐阜県の農業法人A社が、能登半島地震で被災した農業経営者B氏（57歳）を受け入れて、営農再開までの6ヶ月間の雇用契約を結んだ場合



活用例：雇用就農資金（次世代経営者育成派遣研修タイプ）

能登半島地震で被災した農業法人A社が、従業員B氏（54歳）を、北海道の法人C社に営農再開までの1年間派遣した場合（派遣期間中は、A社はB氏に対して無給かつ社会保険加入無しを想定）



事業に関する問合せ先

- ・詳細は都道府県の農業会議等へお問い合わせください。
- ・農業会議等の連絡先、募集要領等は以下の公式HPでご確認ください。

公式HPは **雇用就農資金** で検索 (https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/noto/)